

発表日 令和5年1月3日

【問合せ先】

担当課：農林水産部畜産課

担当者：清水、永野

直通電話：092-643-3498

内線電話：3983

高病原性鳥インフルエンザ（3例目）の疑似患畜の確認について

令和5年1月3日に、古賀市の家きん農場において、高病原性鳥インフルエンザ（疑似患畜：H5亜型）が確認されました。

このため県では、国の指針に基づき、当該農場の飼養家きんの殺処分及び移動制限区域の設定等必要な防疫措置を開始します。

なお、本件について、1月3日10時00分から、会見室で畜産課が記者からの問い合わせに対応します。

*当該農場は、感染が疑われるとの報告があった時点から、既に飼養家きん等の移動を制限しています。また、国内ではこれまで鶏肉、鶏卵を食べることにより、本病が人に感染した例は報告されていません。

1 農場の概要

- (1) 所在地：古賀市
- (2) 飼養状況：エミュー 約430羽

2 経緯

- ・1月2日11時00分 農場から中央家畜保健衛生所に通報。
- ・1月2日17時35分 簡易検査で11羽中7羽の陽性を確認。
- ・1月3日9時00分 遺伝子検査（PCR検査）の結果、H5亜型の遺伝子が確認されたことから、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と判定。

3 防疫措置

- (1) 発生農場：飼養家きんの殺処分、汚染物品等の処理及び農場の消毒
- (2) 周辺農場：制限区域の設定
鶏等の家きん、病原体を広げる恐れのある物品等を対象とし、発生農場を中心とした区域で実施（別紙の表1）
- (3) 消毒ポイント：制限区域境界付近に消毒ポイントを設置し、準備が整い次第車両消毒を実施（別紙の表2）
- (4) 発生状況確認検査：移動制限区域内のすべての農場

【報道機関へのお願い】

- ・問合せについては、畜産課にて対応しますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。
- ・現場での取材は、本病のまん延を引き起こす恐れもあること、また、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むようご協力をお願いします。
- ・今後も、本件に関する情報提供に努めていきますので、生産者等の関係者が根拠のない噂などにより混乱することのないよう、ご協力をお願いします。

表1 制限区域の設定

区 域	農 場 数	飼養羽数
移動制限区域（半径3Km以内）	2	約11,000羽
搬出制限区域（半径3～10Km以内）	13	約354,000羽

表2 消毒ポイント

番号	種類	名称	所在地
6	緊急	農場入口	古賀市
7	移動制限	古賀グリーンパーク	古賀市
8	搬出制限	J A粕屋カントリーエレベーター	久山町
9	搬出制限	J A宗像カントリーエレベーター	宗像市